

中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会の設置について

平成 25 年 7 月 12 日部会決定

平成 25 年 12 月 27 日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気・騒音振動部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。
 - 健康リスク総合専門委員会
 - 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会
 - 自動車排出ガス専門委員会
 - 石綿飛散防止専門委員会
 - 自動車単体騒音専門委員会
 - 微小粒子状物質等専門委員会
2. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。
3. 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
4. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。
5. 石綿飛散防止専門委員会においては、石綿の飛散防止に関する専門の事項を調査する。
6. 自動車単体騒音専門委員会においては、自動車騒音対策（自動車単体対策に限る。）に関する専門の事項を調査する。
7. 微小粒子状物質等専門委員会においては、微小粒子状物質等対策に関する専門の事項を調査する。
8. 部会に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。

微小粒子状物質等専門委員会について

1. 設置の背景及び目的

光化学オキシダントは、昭和48年に大気環境基準が設定され、これまで大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法等に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制、自動車排出ガス規制、ならびに揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策などが進められてきた。しかしながら、光化学オキシダントの平均濃度は漸増傾向にあり、環境基準達成率は1%に満たない状況にある。

また、PM_{2.5}については、平成21年に大気環境基準が設定されたものであり、年間の平均的な濃度は減少傾向にあるものの、環境基準の達成率は3～4割程度と低い状況にある。

光化学オキシダントやPM_{2.5}の原因となる揮発性有機化合物の排出抑制対策の検討は、これまで揮発性有機化合物排出抑制専門委員会で行われ、平成24年12月に取りまとめられた「今後の揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策の在り方について(報告)」において、「VOC排出規制のみを取り扱う本委員会は発展解消し、今後は、VOCのみならず、光化学オキシダントやPM_{2.5}を含めて総合的な検討を行う専門委員会を新たに立ち上げ、今後必要な対策の検討等について幅広い議論を行うことが適当である。」と提言された。

光化学オキシダントやPM_{2.5}は、生成機構の解明が不十分であり、対策検討に必要な発生源データが不足している。また、越境大気汚染による影響も指摘されているところであり、これらの課題に対応し、今後適切な対策を検討していく必要がある。

以上のことから、大気・騒音振動部会では、同専門委員会を廃止するとともに、新たな専門委員会として微小粒子状物質等専門委員会を設置し、これらの事項について調査していくこととする。

2. 調査事項

(1) 当面の調査事項

- ・対策検討に向けて必要な調査・研究
(調査・研究の例：発生源情報の整備、二次生成機構の解明、越境大気汚染寄与の定量的な把握等)
- ・これまで実施されてきた施策の評価
- ・光化学オキシダントに関する環境改善効果を適切に示す指標の検討
- ・当面の対策の在り方検討

(2) 中長期的な調査事項

- ・越境大気汚染の寄与を踏まえた対策の検討
- ・二次大気汚染改善戦略の検討
- ・光化学オキシダント注意報発令時の措置の在り方